

役員等報酬規程

社会福祉法人 鹿島会

社会福祉法人鹿島会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿島会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

(費用弁償)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。
- 3 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表2により費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であつては、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 4 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により費用弁償を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であつては、第1項の費用弁償はこれを支払わないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3より報酬及び費用弁

償等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月10日から施行する。
- 2 社会福祉法人鹿島会理事長報酬規程（平成18年11月1日制定）及び社会福祉法人鹿島会役員費用弁償支給規程（平成15年10月31日制定）は廃止する。

別表1 勤務報酬等（第3条関係）

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（日額）	20,000円 (税控除手取り額)	
業務執行理事業務報酬等（日額）	20,000円 (税控除手取り額)	職員との兼務 がない場合

別表2 費用弁償（第4条関係）

名 称	費用弁償	備 考
理事費用弁償（日額）	5,000円	職員との兼務 がない場合
監事費用弁償（日額）	5,000円	
評議員費用弁償（日額）	5,000円	
理事会出席時費用弁償（日額）	5,000円	職員との兼務 がない場合
評議員会出席時費用弁償（日額）	5,000円	
監事監査出席時費用弁償（日額）	5,000円	

別表3 出張旅費（第5条関係）

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
出張旅費	10,000円 (税控除手取り額)	実費相当	職員との兼務 がない場合